



にっこり ひろば



いきなりの夏本番
夏ハテにの留意を

☺ Tが帰った 四つ公園から ご挨拶
花が咲いています 暑さ対策を十分に

南街・桜が丘地域防災協議会と 本部長「岡田正嗣氏」の紹介



「南街・桜が丘地域防災協議会」は2008年4月に、南街地域、桜が丘地域(一部)に住まわれる方々、特に第二小学校、第二中学校区内の戸建やマンション群を主体とする21団体が、自主組織を結成、独自の活動を展開する事を基本としています。岡田氏は、発足時から2017年まで本部長を務められた椎野さんに次いで、昨年より本部長になられました。

当協議会の地域は比較的自然災害の心配が少ない反面、住宅密集地域と高齢化が進んでおり懸念するところは多々あります。

岡田氏は、栄三丁目自治会長でもあり南街公民館を中心とした地域で、栄三丁目自治会としての自主防災組織を2006年4月に発足され、同年自主防災倉庫をパンダ公園内に設置して現在に至っています。「自治会及び防災活動を円滑に推進する為に何が必要か」をお聞きしました。 <自治会長 大月>

「岡田氏より」

主な活動として、地域全体の「総合防災訓練・救命救急認定講習会及び各種基本的訓練や講習会」を実施しております。必要に応じて加入団体の防災活動のお手伝いをする等で、防災意識が高まるよう活動を推進しております。

当自治会も木密(もくみつ)地域でかつ高齢化が進んだ地域の為、震災等の災害による火災の発生及び地域への類焼が最大の問題点となります。災害の発生は止める事は出来ませんが、減災は個人の努力で推し進める事が出来ます。大きな震災が発生した場合、即公助の期待は出来ません。その為地域として、自助及び共助の力がどれだけあるかが重要で、この意識を自治会員に自覚して戴く為にも、南街・桜が丘地域防災協議会の活動を基本として、自治会独自の環境を考慮しております。

- ・防災訓練等も含め各種イベントを介して自然な形でのご近所の付き合いが高齢者への見守りにもなる
 - ・PTAと連動した活動(子どもの安全確保)への参加
- 自治会員が、これらの催しに多く参加して戴き、顔見知りになって戴く事に心掛けております。「震災時、火災さえ発生させなければ、地域で助け合う事が出来る」地域作りを日恒し活動しております。

いつどこで起こるかわからない災害非常時持ち出し袋の準備は、完全ですか? まだの方は備えましょう。準備万端と思われる方も、ときどき見直しを。先日のアンケートで「非常時持ち出し袋」を準備しているか否かの結果は、ほぼ半々。「何を詰めればいいのか?」考えてみました。下記のイラストに参考に準備してみませんか。実は私も未だなので、夏休み中にはやってみます。(シグニヤン)

非常時持ち出し袋は各自用が望ましい(*^v^), 最低3日分必要とのこと中味はOKですか?

旅行グッズかも! (止血ガーゼにも使える)

レインコート オムツ ナプキン 下着

ペーパー食器 新聞紙 体ふき

防寒対策 段ボール 新聞紙 薬

ポリ袋大小 ラジオ トイレシート

アルミシート ペーパー

サランラップ 軍手

ガムテープ マーカー

ローソク

チャッカマン

袋の中...

経験された方々が言われるにはトイレが一番困った! 災害時に防災グッズが手元になくても、身を守る為に... 使用できる物=代用品を覚えておく

暑気払いのお知らせ

ふれあい交流会実行委員会主催

日時 8月11日(日) 午後 4時より
 場所 南街地区自治会集会所 (雨天実施)
 会費 大人 男性/1,500円 女性/1,000円
 小・中学生 500円 (未就学児無料)

申し込み案内
届きましたか?
※切りは8月7日です

あんなこと こんなこと あつたらしいなあ~
 アイディアがありましたらお聞かせください
 手づくり感いっぱい「暑気払い」です
 防災の始まりは コミュニケーションが一番とのこと
 夕暮れどきの時間、夕飯作り手抜きして..
 みんなで一緒に 過ごしてみませんか?
 食べて 飲んで 笑って のときを(*^v^)

申込先/組役員又は正副会長迄

ちょっといいかも

梅雨が明けたら洗濯機が全開だね
 テニスボール3個で
 洗濯ものが絡まない。
 パスタホルムも、
 不思議とふんわり
 仕上がるよ
 お試しあれ(*^v^)* ★



南街5丁目で「かっこう」が鳴く

6月の末頃からかっこうが家の近くで鳴いています。まるでどこかでテープを流しているような。初めは「嘘だ! こんなところでかっこうが鳴くなんて」と思いましたが、姿、見ました。市役所の電波塔? って、言えばお分かりですか? それまでは半信半疑だった。かっこうの写真を撮ろうとカメラを持って声の聞こえる方へダッシュ 周りをキョロキョロしてみたのですが、四方から聞こえてくるような「カッコウのこだま」を楽しんでいます。暑くなつたらいなくなるのだから 渡り鳥とのことです。 孝彦



国民健康保険の「保険料」と「保険税」の違い ご存知ですか?

「保険料」と「保険税」、基本的には同じです。国保の運営者(保険者=市区町村)によって「保険料」と「保険税」のところが存在します。保険料(税)としてどちらも市区町村に納めます。受けられる医療も同じ、保険料でも保険税でも通常に医療を受ける場合の違いはありません。違いは、法令が異なること、「高い・安い」の差があるわけでもないので、私たち国民には大して変わりはありませんが、保険税を採用している市区町村の方が多いとのこと、保険料と保険税で異なる3つの理由を参考迄に(表①)にまとめてみました。

国保「保険料」と「保険税」の法令の違い (表①)

東大和市 (保険税)	法令 (徴収方法)	徴収権の消滅時効	差し押さえの優先順位	遡って請求できる期間
国民健康保険料	国税徴収法	2年	住民税の次	最大2年
国民健康保険税	地方税法	5年	住民税と同じ	最大3年

保険料(税)を滞納して差し押さえになった場合は、優先順位の高いものから弁済をということなので、過去の滞納分に対して請求できる上限年数が異なるということ。加入者として、保険料を納めている分には差はありません。

平成 20 年 4 月から「老人保健制度」が廃止「後期高齢者医療制度」始まる。

75歳以上の方が加入する医療制度で、75歳の誕生日を迎えると、自動的に(手続き不要)それまで加入していた国民健康保険や被用者保険(健康保険や共済組合等)から脱退となり、後期高齢者医療制度に移ります。

(例) 世帯主が後期高齢者(75歳誕生日)になったとき 扶養家族(配偶者)は?

(※配偶者が75歳未満のとき)

国民健康保険加入者

被用者保険(健康保険や共済組合等)者



世帯主...後期高齢者医療



世帯主...後期高齢者医療

被扶養者...国民健康保険のまま

被扶養者...国民健康保険へ要加入 (脱退時からの保険料(税)となる)

医療機関窓口における負担割合は、原則1割。現役並み所得者は3割。

花壇ボランティアに名乗り出ました。
 公園に花と緑を...目からの幸せ
 市/環境課のご尽力で、四つ公園の
 一角に作られた小さなお花畑。道行く
 人が笑顔になれることを願って。

<編集責任 大月恵美子>